

すべての拉致被害者を救出するぞ！ 国民の集い in いばらき

日時 11月28日(土) 14:30～(開場 14:00)
場所 茨城県立県民文化センター 小ホール
内容 拉致被害者家族連絡会の訴え
DVD上映「拉致 私たちは何故、気付かなかったのか！」

参加申込

事前申込制。はがき・FAX・Eメールのいずれかで、①郵便番号 ②参加者全員の氏名(最大3名) ③電話番号を記載し、国民の集い参加申込と明記のうえ、茨城県人権啓発推進センターまでお申込みください。
申込締切 11月10日(火) 必着
申込・問合せ 茨城県人権啓発推進センター
(〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978-6)
☎ 301-3135 FAX 301-3138
Eメール koso5@pref.ibaraki.lg.jp

社会人基礎力養成講座

日時 11月5日(木)、6日(金) 9:30～16:30
会場 ジョブカフェいばらき(水戸市三の丸1-7-41)
対象者 15歳～概ね40代前半の求職者で全日程参加できる方 先着20名

■とくにオススメの方■

社会人になることに不安を感じている方／社会に必要とされている能力を身に付けながら就職活動をしたい方／就職後、自分の能力を十分発揮できるか不安な方／今の生活習慣を変えたい方 等

受講料 無料

テーマ・内容

- 1日目: 考え抜く力(シンキング)、
チームで働く力(チームワーク)
- 2日目: 前に踏み出す力(アクション)、
チームで働く力(チームワーク)

※内容を変更する場合あり

申込み/問合せ ※電話またはメールで受付、事前予約制
NPO法人 雇用人材協会 ☎ 300-1738
Eメール s-college@koyou-jinzai.org
※名前・電話番号を入力して送信してください。

健やかな生活のために！女性のための泌尿器講座 ～骨盤臓器脱と尿もれを知ろう～

日時 11月14日(土) 13:30～15:00
場所 医療専門学校水戸メディカルカレッジ
(水戸市東原3-2-5)
講師 北水会記念病院 泌尿器科 佐藤 広高 医師
対象 尿漏れ等泌尿器にお悩みの女性やそのご家族
定員 100名
費用 無料(要申込)

※無料送迎(予約制)、無料相談(予約制)あり
申込期限 11月10日(火) ※お電話にてお申し込みください。
申込み/問合せ 北水会記念病院 ☎ 303-3003

食品表示研修に対する職員の派遣について

県では、食品表示に関する研修を行う事業所などに対し、食品表示の担当職員を派遣いたします。

派遣期間 平日の10:00～16:00(原則) ※概ね1～2時間程度
対応可能時期

- ・～11月下旬 ・2月上旬～3月中旬
- 対象 食品製造所、農産物直売所、食品同業者団体、消費者団体等

場所 食品表示に関する研修を行う事業所等
料金 無料

申込み/問合せ 県生活衛生課 ☎ 301-3961

HP http://www.shoku.pref.ibaraki.jp/hyoji_tekiseika/index.html

いばらきストーンフェスティバル2015 ≪10月31日(土)～11月3日(火)≫

会場 「笠間芸術の森公園」イベント広場 9:00～16:00
展示販売 原石・墓石・燈籠・モニュメント・ガーデニンググッズ
イベント 石匠実演・石の加工体験・石山見学ツアー
☆同時開催(10月31日・11月1日)

- ・第35回技能祭
 - ・いばらきものづくりフェア2015 キッズマスター
 - ・第11回JAふれあい祭り
- 問合せ 茨城県石材業協同組合連合会 ☎ 0296-75-5458

11月は労働保険適用促進強化期間です

労働者(アルバイトを含む)を1人でも雇っている事業主は、労働保険(労災保険・雇用保険)に加入する義務があります。

■労働保険とはこんな制度です。

労働保険は、労働者災害補償保険(通称・労災保険)と雇用保険を総称したもので、労働者とその家族ひいては、事業主を守るための制度です。

労災保険とは？

業務災害や通勤災害を受けた労働者の負傷・病気・死亡等に対して事業主に代わって必要な保険給付を行い、被災者・遺族を援護するものです。また、労働者の社会復帰の促進など、労働者の福祉の増進を図るための事業も行っています。

雇用保険とは？

労働者が失業した場合や労働者の雇用継続が困難となる理由が生じた場合に、失業等給付を行うとともに、再就職を促進するための必要な給付を行うものです。また、雇用保険では失業等給付以外にも、景気の変動などにより事業活動の縮小を余儀なくされた場合に、労働者を休業させたり、教育訓練を受けさせたりした事業主等に対し支給される雇用調整助成金など、事業主等に対し支給される各種助成金があります。

労働者を1人でも使用する事業主は、労災保険の加入が義務づけられています。パートタイム労働者の方でも、一定の要件を満たす方は雇用保険の加入が義務づけられています。

なお、保険制度の詳細および加入手続きについては、茨城労働局労働保険徴収室(☎ 224-6213)、最寄りの労働基準監督署または、ハローワーク(公共職業安定所)へお尋ねください。